

(1) 下水道浸水被害軽減総合事業の創設

1. 背景・目的

近年、集中豪雨の多発や都市化の進展に伴い、短時間に大量の雨水が流出し、内水氾濫の被害リスクが増大している。また、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第4次評価報告書統合報告書（平成19年11月）においては、今後、気候変動により、大雨の頻度増加、台風の激化の懸念が指摘されている。

以上を踏まえ、地方公共団体、関係住民等が一体となって、貯留浸透施設等の流出抑制対策に加え、内水ハザードマップの公表等の総合的な浸水対策を推進する。

2. 概要

一定規模の浸水実績がある浸水対策に取り組む必要性が高い地区において、「下水道浸水被害軽減総合計画」を策定（計画策定期間は地区要件該当後5年間以内とする。）し、下水道の浸水対策を重点的に推進する。なお、下水道総合浸水対策緊急事業として実施されている事業については、本事業として継続実施されるものとする。本事業は、5年後に、事業効果を検証する。

<補助対象>

以下の項目を現行の補助対象に加える。

- ①政令市にあつては、下水排除面積1ha以上の貯留・排水施設（ただし、1ha未満の貯留・排水施設の整備がより経済的な場合は0.5ha以上の貯留・排水施設）、一般市にあつては0.5ha以上、町村にあつては0.25ha以上、過疎にあつては0.1ha以上の貯留・排水施設
- ②①と同等の機能を有しかつ経済的な雨水浸透施設
- ③防水ゲート又は止水板（不特定多数が利用する地下空間に係るものに限る。）
[間接補助]
- ④補助対象となる下水道工事の路面復旧における透水性舗装

